

スマート農業とちぎ人材育成事業実施要綱

制 定 令和 4 (2022) 年 4 月 1 日 農政第 69 号

第 1 趣旨

農業者の高齢化や減少に伴う担い手への農地集積の加速化が進む中、産地競争力のある農業を展開していくためには、スマート農業の導入による省力化や低コスト生産等の更なる推進が必要である。

このため、本事業においては、スマート農業技術を使いこなし、地域の核となり周囲の農業者に効果的な活用方法などを助言できる人材を育成する研修会の開催等を支援し、スマート農業の普及拡大を図るものとする。

第 2 事業の実施

1 事業の内容

この要綱により実施する事業の内容、事業実施主体及び補助率は別表 1、その事業の経費内容については別表 2 のとおりとする。

2 事業計画の申請・承認

- (1) 事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、実施計画承認申請書（様式 1）及び事業実施計画書（様式 2）を作成し、当該事業を実施する地域を所管する農業振興事務所（以下「所管農業振興事務所」という。）の長に提出してその承認を受けるものとする。ただし、実施する取組が県域にわたる場合は、様式 1 および 2 を知事に提出してその承認を受けるものとする。
- (2) 所管農業振興事務所の長又は知事は、当該事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると認められる場合に、これを承認する。

3 事業実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、2 に準じて行うものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業費の 30 パーセントを超える増減
- (3) 県補助金の額の増減
- (4) 事業内容の変更

- 4 事業実施主体は、県の指導及び助言の下に、2 により承認を受けた事業計画に従い、事業を実施するものとする。

第 3 事業の実施体制

- 1 事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な実施体制を整備する。
- 2 県は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係団体等との密接な連携の下、事業の実施について、推進指導に当たるものとする。

第4 助成

県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、事業に要する経費について、別に定める補助金交付要領により助成するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則（令和4（2022）年4月1日農政第69号）

この要領は、令和4（2022）年度分の補助金から適用する。